

地域のヒーロー知多市消防団応援事業所設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）が知多市消防団員（以下「団員」という。）に対して積極的に協力し、又は一定のサービスを提供することにより、知多市消防団（以下「消防団」という。）を応援する地域のヒーロー知多市消防団応援事業所（以下「応援事業所」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み)

第2条 応援事業所の登録を受けようとする店舗等は、地域のヒーロー知多市消防団応援事業所登録申込書（別記様式）を消防団長に提出して申し込むものとする。

(表示証の交付)

第3条 消防団長は、前項の規定による申し込みに基づき、店舗等を応援事業所として登録した場合は、別に定める地域のヒーロー知多市消防団応援事業所表示証（以下「表示証」という。）を当該店舗等に対し交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援事業所は、次に掲げる方法に表示証を表示するものとする。

- (1) 当該応援事業所の見やすい場所への掲示
- (2) 当該応援事業所の事業に係るパンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告への掲載

(サービスの提供)

第5条 応援事業所は、団員から別に定める地域のヒーロー知多市消防団応援事業所利用証の提示を受けたとき、当該団員に対しサービスを提供するものとする。

2 応援事業所は、事情があるときは、前項のサービスを停止することができる。この場合において、当該応援事業所は、消防団長に事前にその旨を連絡しなければならない。

(公表)

第6条 市は、応援事業所の名称等について、市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 消防団長は、応援事業所が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたときその他応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された店舗等は、速やかに表示証を消防団長に返還するとともに、応援事業所に係る広告等の表示を破棄しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防団長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は告示の日から施行する。

(準備行為)

2 店舗等は、この要綱の施行の前においても、第2条の規定による登録の申込みをすることができる。